告示

○法務省告示第三十四号

群馬県みどり市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十九年二月二十日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、みどり市役所又は前橋地方法務局桐生支局に照会すること。

平成二十九年一月二十日

法務大臣　金田　勝年

群馬県新田郡阿左美村四十番地　赤石藤三郎

○厚生労働省告示第十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月二十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
一　［略］ ［(1)～(3)　略］ ［号の細分を削る。］ (4)～(9)　［略］	一　［同上］ ［(1)～(3)　同上］ (4)　エバスチン (5)～(10)　［号の細分を一ずつ繰り上げる。］
二　［略］	二　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○厚生労働省告示第十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月二十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表	別表
一般名 / 適用日	一般名 / 適用日
［略］ / 平成二十九年一月十四日	［同上］ / 平成二十九年一月十四日
ペミロラストカリウム。ただし、点眼剤に限る。 / 平成二十九年一月十四日	ペミロラストカリウム。ただし、点眼剤に限る。 / 平成二十九年一月十四日
エバスチン / 平成二十九年一月二十日	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○法務省告示第三十五号

札幌市東区役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十九年二月二十日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、東区役所又は札幌法務局に照会すること。

平成二十九年一月二十日

法務大臣　金田　勝年

北海道札幌市北九条東七丁目六番地　山本榮治郎

○農林水産省告示第九十六号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十八年十月一日から同年十二月三十一日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

平成二十九年一月二十日

農林水産大臣　山本　有二

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、八四九、二〇〇円
褐毛和種	一頭につき、八二九、九〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、三七二、五〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、二〇八、六〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、四一七、九〇〇円

○農林水産省告示第九十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年一月二十日

農林水産大臣　山本　有二

1　生産業者及び輸入業者の住所の変更

登録番号	
生第77470号、生第77935号、生第82408号、生第82547号、生第83475号、生第85764号、生第89065号、生第89066号、生第89067号、生第89068号、生第89069号、生第89070号、生第89256号、生第89257号、生第89258号、生第89259号、生第89260号、生第89261号、生第89477号、生第89480号、生第89537号、生第89538号、生第89539号、生第89983号、生第89984号、生第89985号、生第91257号、生第91477号、生第91746号、生第92256号、生第92431号、生第92786号、生第93432号、生第100053号、生第100101号、生第100694号、生第101010号、生第102641号、輸第10853号、輸第10999号、輸第11004号、輸第11008号、輸第11009号、輸第11012号、輸第11275号、輸第11337号、輸第11344号、輸第11352号、輸第11564号、輸第11581号、輸第11824号、輸第11859号、輸第11913号、輸第11992号、輸第12533号、輸第12759号、輸第12804号、輸第12805号、輸第12806号、輸第12807号、輸第12808号、輸第12812号、輸第12838号、輸第12839号、輸第12840号、輸第12848号、輸第12858号、輸第12860号、輸第13005号、輸第13012号、輸第13015号、輸第	